

面会規程

1. 目的

本規程は、入院患者・入所者の療養生活の質の向上および尊厳の保持、ならびに院内の安全を確保することを目的とする。

2. 基本方針

患者・入所者と家族等との交流が、療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3. 面会時間

面会時間は原則として月～土曜日：10時から19時まで、日祝日：14時から19時までとし、1回の面会時間は15分程度とする。

（ただし、8月14～16日、12月31日～1月3日を除く）

4. 面会者

- (1) 面会人数は1回に2名まで
- (2) 親族またはキーパーソン
- (3) 小学生以下は面会不可

ただし、患者・入所者の状態により、医師の指示にて面会の緩和を検討する。

5. 面会を控えていただく場合

次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

- (1) 面会者に発熱、倦怠感・咳症状や下痢等の症状がある場合
- (2) 面会者が感染症に罹患している場合
- (3) その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合

6. 面会受付

- (1) 面会者は、病院受付にて「面会申込書」の記入をし、入館証を身につける。
- (2) 検温・手指消毒を実施の上、サージカルマスクを着用して入館する。
- (3) 面会終了後に、病院受付に入館証を返却する。

7. 面会の制限

次のいずれかに該当する場合は、当院は面会を制限することが出来る。

- (1) 入院患者・入所者が感染症を発症した場合、または発症者と同室（濃厚接触者）となった場合
- (2) 入院病棟・入所施設において感染症の集団発生が起きた場合
- (3) 感染症流行により、病棟・施設運営に必要な人員が不足し、安全な医療提供が困難であると当院が判断した場合
- (4) 広島市において感染症の流行が認められた場合など、病院が面会制限の必要性を判断した場合

※いずれの場合も、感染状況を踏まえ、院内感染防止対策委員会にて検討し決定する。

なお、病状説明、重症患者、終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

8. 周知方法

本規程は、以下の方法によって、患者・家族等の面会者に周知を行う。

- (1) 入院・入所時の説明（「入院・入所のしおり」に掲載）
- (2) 院内掲示
- (3) 医療法人社団玉章会ホームページ

※面会制限時および制限解除時にも上記方法にて周知を行う。

附則 この規程は、2026年6月1日から施行する。

医療法人社団玉章会
力田病院
力田病院すずがみね介護医療院